

平成 22 年 5 月 14 日現在

研究種目:基盤研究(B)

研究期間:2007~2010

課題番号:19402026

研究課題名(和文)フランスにおける35時間労働制の実態と雇用政策に関する研究

研究課題名(英文)Study on application of the 35-Hour Working Week and employment policy in France

研究代表者 清水 耕一(SHIMIZU KOICHI)

岡山大学・大学院社会文化科学研究科・教授

研究者番号:00235649

研究代表者の専門分野:経済学

科研費の分科・細目:経済政策

キーワード:フランスの35時間労働法、2005年3月31日の法、2007年8月21日の法(TEPA法)、金属産業の部門協定、自動車メーカーの労使間協定、労働時間編成のフレキシビリティ、法と労使関係、経済危機と労使関係

1. 研究計画の概要

本研究は、フランスの35時間労働の収束方向と、可能な雇用政策を明らかにすることにある。すなわち、(1)35時間労働法(オブリー法)を修正した2005年3月31日の法のインパクトについて、同法の背景にある経団連及び右派政権の主張、小企業や病院における35時間労働制の実施上の問題、左派政党および労働組合の対応を調査研究し、同法が労使関係、賃金、労働時間及び労働市場に与える影響を明らかにしようとするものである。そして、(2)2005年3月31日の法によって労働時間短縮による雇用創出を放棄した政府にとって可能な雇用政策を研究することである。EUにおける市場統合と企業間競争の激化・グローバル化のもとで高失業率に苦しむフランスの場合、ユーロ加盟国であることから財政・金融政策という伝統的な景気刺激策は不可能であり、労働時間短縮による雇用創出に代わる有効な雇用政策が可能であるのか、あるいはすべてを市場に委ねざるを得ないのかという問題について、政府の政策を追跡調査すると共に理論的に検討する。

2. 研究の進捗状況

(1)平成19年度は、2005年3月31日の法以降の状況について、独仏の研究者との意

見交換と資料収集を行い、以下の研究を進めた。①35時間労働法を形骸化した2005年3月31日の法の背景にあるフランス経団連および右翼政権の主張を分析し、成果を論文にまとめ公表した。②フランスにおける失業問題に関するサーベイを行い、研究成果を論文にまとめ公表した。

(2)平成20年度には労働組合及び専門研究者に対するヒアリング調査と資料収集を実施した。労働組合については特にCFDTの労働問題担当局長、金属産業部門総書記、自動車産業部門全国書記と面談し、フランス政府の雇用政策及び労働時間問題についての考えを聞いた。当年度の研究は、①2005年3月31日の法及び2007年8月21日の法(通称TEPA法)にも関わらず、35時間労働制に移行した企業の多くが35時間労働制を放棄していない事実を、各種のデータによって確認し、その原因を検討した。②金属産業の部門協定の分析によって、1998年のオブリー法から2007年のTEPA法までの法制度の変化に対応する金属産業労使の反応を研究し、研究成果を論文にまとめ公表した。

(3)平成21年は、主に調査結果及び資料を整理し、単著書にまとめる作業を行った。また、調査内容の更新のための補足調査を行い、トヨタ・フランス(TMMF)に対する聞

き取り調査を行うなど、最新の事情及びデータの収集を行った。研究成果については、科学研究費補助金の学術図書に対する成果公開促進費の助成を申請した。申請は認められ、平成 22 年度に『労働時間の政治経済学-フランスにおけるワークシェアリングのこころみ』として刊行されることになった。

3. 現在までの達成度

①当初の計画以上に進んでいる。
(理由)

研究期間中に 2007 年 8 月 21 日の法 (通称 TEPA 法) と 2008 年秋以降の経済危機という予定外の事態が発生したが、こうした新しい事態に対する自動車メーカー労使の対応も含めて研究を進め、研究期間終了以前に単著書にまとめることができ、また科学研究費補助金の成果公開促進費 (学術図書) による出版助成が認められた。

4. 今後の研究の推進方策

(1) 平成 22 年度は以下のような研究成果の発表を中心に行う。①『労働時間の政治経済学-フランスにおけるワークシェアリングのこころみ』の刊行。②6 月 9-11 日にベルリン社会科学研究所で行われる国際シンポジウムにおける成果の一部の研究発表

(Flexibilisation de la gestion du temps de travail et partage du travail: évolution de relations salariales chez Renault, PSA et TMMF faisant face à la crise)。③本研究が明らかにした労働法と労使間協定及び労使間妥協との間のダイナミックな関係を制度経済学の観点から理論的に考察し、論文にまとめ公表する。

(2) フランス政府の雇用政策に関する理論的研究をさらに深め、より広い観点から議論するための研究を進めたい。

5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 3 件)

①清水耕一「フランス 35 時間労働法の命運-労働時間の政治経済学」、『研究論集』(河合文化教育研究所) 第 4 号、2007、171-181、査読なし

②清水耕一「フランスにおける失業問題」、『岡山大学経済学会雑誌』第 39 巻第 4 号、2008、201-214、査読なし

③清水耕一「法と労使関係-フランスにおける 35 時間労働制をめぐる金属産業の労使間協定とカードル問題」、『岡山大学経済学会雑誌』第 39 巻第 4 号、2009、201-214、査読なし

[図書] (計 1 件)

①M. Freyssenet, ed. *The Second Automobile Revolution: Trajectories of the World Carmakers in the 21st Century*, Palgrave/Macmillan, 2009, Chapter 3 (Koichi Shimizu) “The Uncertainty of Toyota as the New World Number One Carmaker”, pp. 69-94.

[その他] (計 1 件)

① M. Freyssenet, K. Shimizu, “Comment le conte de fées Toyota a volé en éclats” *Le Monde*, le 16 février 2010.